

規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第二十号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤の講師の報酬)

第二条 条例第二条第一号から第三号までに規定する会計年度任用学校職員については、別表第一の報酬基準額表を適用する。

2 条例第三条第四項の月額報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、次の各号に掲げる非常勤の講師の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 次号に掲げる者以外の者 勤務一月につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）に、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号。次項及び次条第一項において「勤務時間規則」という。）第二十条の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間（以下この条、第五条第一項及び第十一条第二項において「一週間当たりの勤務時間」という。）に別表第二に定める調整率（以下この条において「調整率」という。）を乗じて得た数を乗じて得た額に、四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 小学校、中学校（県立の中学校を除く。）及び義務教育学校の非常勤の講師並びに高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている者に限る。） 勤務一月につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）に、一週間当たりの勤務時間に調整率を乗じて得た数を乗じて得た額に、三十五を乗じて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 条例第三条第五項の日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）に、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の一日当たりの勤務時間（第六項及び第五条第二項において「一日当たりの勤務時間」という。）に調整率を乗じて得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前二項の報酬の基準額は、別表第一に定める報酬基準額に別表第三に定める報酬の調整額を加えて得た額とする。

5 条例第三条第三項のその基本額は、第二項及び第三項中「報酬の基準額」とあるのを「別表第一に定める報酬基準額」として、これらの規定を適用して算出した額とする。

6 条例第三条第四項及び第五項に規定する勤務時間は、同条第四項に規定するものにあつては一週間当たりの勤務時間に、同条第五項に規定するものにあつては一日当たりの勤務時間にそれぞれ調整率を乗じて得たものとする。

（時間外勤務手当に相当する報酬）

第三条 会計年度任用学校職員が、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間（以下この条及び次条第一項において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時

間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（教育委員会が定める時間を除く。）との合計が一月について六十時間を超えた場合には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（日直手当及び宿直手当に相当する報酬）

第四条 日直又は宿直勤務のため、正規の勤務時間外又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十条第一項に規定する休日における正規の勤務時間中若しくは同条例第十一条第一項に規定する代休として指定された正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた会計年度任用学校職員に対しては、前条の規定にかかわらず、日直手当及び宿直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）第十二条第二項に定める額とする。

（勤務一時間当たりの報酬の額の算出）

第五条 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつては、その者の報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。次項、第八条及び第十一条において「基本報酬」という。）の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会が定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

2 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつては、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

（条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者）

第六条 条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 任期が六月未満の者（次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。）
- 二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定に該当して休職にされている者
- 三 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている者
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第七条第一項に規定する職員である者を除く。）
- 五 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が別に定める者
- 2 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。
 - 一 同一の会計年度内において会計年度任用職員（条例又は会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）の適用を受ける者に限る。次項及び次条第一項において同じ。）として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当の基準日（条例第三条第八項においてその例によることとされる常勤の学校職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第八条までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）
 - 二 職員から引き続き会計年度任用学校職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用学校職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）
- 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。
 - 一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員
 - 二 学校職員給与条例の適用を受ける職員
 - 三 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の適用を受ける職員
 - 四 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の適用を受ける職員
 - 五 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける職員
 - 六 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員
 - 七 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）

の適用を受ける職員

八 技能職員の給与等に関する訓令（平成十二年警察本部訓令第十一号）の適用を受ける職員

九 特別職の職員（地方公務員法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

（期末手当の在職期間の特例）

第七条 会計年度任用学校職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職した前条第三項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用学校職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

（期末手当基礎額）

第八条 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（特別の事情がある者の期末手当）

第九条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、教育委員会が別に定める。

（外国語指導助手の報酬等）

第十条 条例第二条第四号に規定する会計年度任用学校職員は、教育委員会が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する外国語指導助手とする。

2 前項に規定する会計年度任用学校職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
	円
1	280,000
2	300,000
3	325,000
4	330,000

3 第一項に規定する会計年度任用学校職員の号給は、その者が同種の職務に在職した年数等に応じて、教育委員会が別に定めるところにより決定する。

4 第一項に規定する会計年度任用学校職員に対しては、期末手当は支給しない。

5 第一項に規定する会計年度任用学校職員の時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬の支給並びに報酬の減額については、第三条、第四条及び次条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(報酬の減額)

第十一条 会計年度任用学校職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、次項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の基本報酬の全額とする。

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつてはその者の基本報酬の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とし、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあつては第五条第二項に規定する額とする。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二条第一項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額（条例第二条第四号に規定する会計年度任用学校職員については、その者の受ける報酬の月額）

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）

3 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

四 特定期間に時間額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

五 特定期間に時間額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものと

別表第1（第2条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	397,447円	320,354円	361,999円	284,601円	359,662円	282,672円	416,644円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第2（第2条関係）

調整率表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師	
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校			
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状		
調整率	任期6月以上	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.3
	任期6月未満	1.2	1.4	1.1	1.2	1.2	1.2	1.6

備考 別表第1の備考第1号から第3号までの規定は、この表の場合について準用する。

とした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

別表第3（第2条関係）

報酬の調整額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別 非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び 義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬の調整額	6,300円	4,600円	5,500円	4,000円	5,500円	4,000円	6,900円

備考 別表第1の備考第1号から第3号までの規定は、この表の場合について準用する。